

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 国民健康保険税の減免に関するQ&A

山武市 課税課

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免について、よくいただく質問内容をQ&A方式でまとめました。申請の前に参考にしてください。

## 減免申請の手続方法について

Q 1 : ホームページにある申請書様式を印刷できる環境がない。

A 1 : メールで請求いただければ、申請に必要な書類一式を郵送します。メール本文に住所・氏名・電話番号を記載し、「国保税コロナ減免申請書希望」と書いて送付してください。また、電話での請求も可能です。

【メール送付先】 kazei@city.sammu.lg.jp

【電話番号】 山武市課税課 0475-80-1281

Q 2 : 減免申請に必要な書類は何か？

A 2 : 申請者それぞれのご事情（減免申請理由や新型コロナウイルスの影響により減少した収入の種類等）に応じて異なるため、別途資料『国民健康保険税減免申請にあたっての注意事項3ページ 申請に必要な書類』にてご確認ください。ご不明な場合は、課税課（☎0475-80-1281）にお問い合わせください。

Q 3 : 減免申請書の提出は出張所窓口でも可能か？

A 3 : 申請書の受付窓口は、山武市役所 課税課（7番窓口）のみとなります。各出張所では受付できません。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請にご協力をお願いします。

【郵送先】 〒289-1392 山武市殿台 296 番地 山武市役所課税課 宛

Q 4 : 減免申請書の申請期限はあるか？

A 4 : 令和4年3月31日までに必要書類を添えて申請してください。

## 減免申請の添付書類について

Q 5 : 令和 3 年 1 月以降の給与明細書をなくしてしまった。

A 5 : 発行元（勤務先）に再発行を依頼してください。

Q 6 : 令和 3 年中の収入見込みはどのように計算すればよいか？

A 6 : 申請者それぞれのご事情によるため、決まった計算方法はありません。

よくある例は、以下のとおりです。

例① 令和 3 年中で収入実績が出ている月の平均収入額を、1 ヶ月の見込み収入額とする。

例② 収入実績額が出ている直近の月の収入を、1 ヶ月の見込み収入額とする。

Q 7 : 収入額と所得額の違いは何か？

A 7 : 収入額は売上金額のことです。所得額は「売上金額」から「必要経費」などを差し引いた金額のことです。

なお、給与収入の場合は、給与収入額から計算式により所得額を算出することができます。ご不明な場合は、課税課（☎0475-80-1281）へお問い合わせください。

## 減免要件について

Q 8 : 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく収入が減少した場合、減免になるか？

A 8 : 減免の対象にはなりません。

Q 9 : 令和 3 年 3 月以前まで遡って国民健康保険に加入した場合、令和 2 年度分も減免の対象になるか？

A 9 : 令和 2 年度分で減免の対象となるのは、令和 3 年 3 月分の保険税で、納期限が令和 3 年 4 月 1 日以降のものです。

Q 10 : 世帯主と世帯員ともに収入の減少が見込まれる場合、二人分の減免額が適用されるか？

A 10 : 減免対象となるのは、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が減少する場合です。世帯主以外の方の収入減少については、減免対象とはなりません。

Q 11 : 令和 2 年中の収入の申告をしていないが、減免になるか？

A 11 : 減免額を算出するためには、国民健康保険に加入している世帯全員の令和 2 年の所得額を把握する必要があります。申告がお済みでない場合は、至急、市県民税の申告または確定申告を行ってください。

## 減免額について

Q12：減免になるか、また、どれだけの額が減免になるかは事前にわかるか？

A12：基準に応じて税額を算定するため、減免の申請をすれば必ず減免になるとは限りません。また、事前に減免の可否及び減免額をお伝えすることはできません。

Q13：申請したら、どれくらいで結果がわかるの？

A13：提出いただいた申請書等に不備がなければ、市が申請書を受理した日の翌月15日頃に結果を送付します。

## 納税について

Q14：申請したら、減免可否の結果が出るまで保険税は納めなくても問題ないか？

A14：全額が減免になるとは限らないため、減免決定通知が届くまでは納期限どおりそのまま納付をお願いします。納期限を過ぎてしまった場合、延滞金がつくことがありますので、納税が困難な場合は山武市収税課（☎0475-80-1151）にご相談ください。

Q15：納めた保険税は減免にならないのか？

A15：新型コロナウイルス感染症に伴う減免の場合は、対象となる保険税を既に納付済であっても遡って減免対象となります。過払いとなった場合は、還付手続きのご案内を送付します。